



配偶者の扶養の範囲内で お勤めのみなさまへ

～あなたの年金が変わる～
大切なお知らせ



Step
1

以下の勤め先が対象です。

2016年10月～

従業員数
501人以上
の勤め先

2022年10月～

従業員数
101人以上
の勤め先

2024年10月～

従業員数
51人以上
の勤め先

Step
2

以下の全てにチェックが
入った方が対象です。

check 週の所定労働時間が
20時間以上

check 所定内賃金が
月額8.8万円以上※

check 2ヶ月を超える雇用の
見込みがある

check 学生ではない

※基本給及び諸手当を指します。ただし、通勤手当・残業代・賞与等は含みません。



適用拡大
特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoutakudai/index.html>



ご自身の年金額を調べたい方は

公的年金
シミュレーター

<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>





配偶者の扶養の範囲内で お勤めのみなさまにお知らせ。 あなたの年金・医療保険が 変わります。

Point

1

年金の3つの 保障が充実!

これまで

これから

厚生年金も受け取れます。

給付が
上乗せ

老齢 基礎年金	障害 基礎年金	遺族 基礎年金	老齢 厚生年金 + 老齢 基礎年金	障害 厚生年金 + 障害 基礎年金	遺族 厚生年金 + 遺族 基礎年金
------------	------------	------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

年金が“2階建て”になり保障がワイドになります!



年を取ったら受け取る

老齢
年金



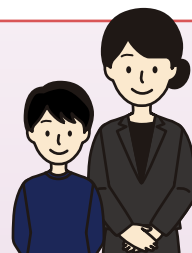
障害と認定されたら受け取る

障害
年金



働き手が亡くなったら受け取る

遺族
年金



Point

2

医療保険がさらに充実!



傷病手当金

病休期間中、
給与の2/3相当を支給



出産手当金

産休期間中、
給与の2/3相当を支給



扶養基準(130万円)を意識せず働けるようになります。

これまでは、被扶養配偶者の年収が130万円以上になると、保険料負担(国民年金・国民健康保険)が新たに発生するものの、保障内容に変化はありませんでした。これからは、所定内賃金が月額8.8万円以上等の各種要件を満たした場合に、厚生年金保険(厚年)・健康保険(健保)に加入し保険料負担(厚年・健保)(労使折半)が新たに発生するものの、その分保障も充実します。

これまで

これから

●保険料のご負担

130万円 以上	国民年金・国民健康保険加入
¥ 本人負担なし	¥ 本人 23,600円/月

●年金支給

国民年金のみに加入しているため年金は増額されません。

基礎年金(終身)	基礎年金(終身)
----------	----------

※金額は一例です。

●保険料のご負担

月収8.8万円 以上	厚生年金保険・健康保険加入
¥ 本人負担なし	¥ 会社 12,500円/月 ¥ 本人 12,500円/月

●年金支給

厚生年金保険に加入するため年金が増額されます。

基礎年金(終身)	厚生年金保険(終身) 基礎年金(終身)
----------	------------------------

※金額は一例です。